




29 墨監第 164 号  
平成 29 年 10 月 23 日

墨田区教育委員会教育長  
加藤 裕之 様

墨田区監査委員	長谷川	昌	伸
同	板橋	秀	幸
同	福島	優	子
同	木内		清



平成 29 年度定期監査（第 1 回）の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法  
墨田区告示式による。
- 2 公表日  
平成 29 年 10 月 23 日
- 3 公表文  
別紙のとおり



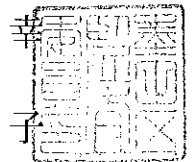


墨田区監査委員公告第 4 号

平成29年度定期監査（第1回）の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成29年10月23日

墨田区監査委員	長谷川	昌	伸
同	板	橋	秀幸
同	福	島	優子
同	木	内	清





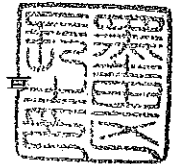
29墨総第752号

平成29年9月22日

墨田区代表監査委員

長谷川 昌伸 様

墨田区長 山本

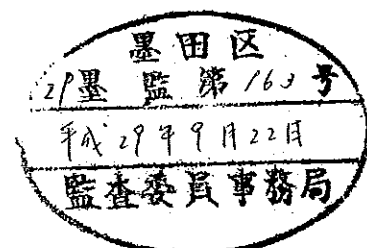


平成29年度定期監査（第1回）の結果に基づき講じた措置等について（通知）

平成29年8月22日付け29墨監第95号により通知された「平成29年度定期監査（第1回）の結果の取扱いについて（通知）」による監査委員意見に対して、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

【担当】

総務部総務課庶務係 鈴木 内3802



平成29年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 事務処理の適正化について                      今回の監査では指摘事項に該当する事例はなかったものの、指導・注意事項の事例については、これまでの重ねての指摘にもかかわらず、依然として散見される。                      その原因は、根拠法令及び関係諸規定の遵守や適正な事務処理に対する職員の認識が十分でないことや、日々の事務処理が漫然と行われがちなどところにあると考えられる。                      本年4月には、昨年度第二回の定期監査の結果に基づき監査委員から申し上げた意見に対し、区長と教育長から「事務処理の適正な確保」として、それぞれ「職員の資質向上と組織によるチェック体制の強化という両面からの着実な改善」、「再発防止策としてのマニュアル等の整備による担当者及び組織によるチェックの徹底」等の措置内容が示された。                      区の行政サービスは、拡大・高度化の一途を辿っているが、そのような状況にあっても、適正な事務処理は、あらゆる公務の根幹をなすものであり、区民への説明責任の第一歩でもある。先に示された措置内容を確実に実践し、今後ともより適正な事務処理の推進に努められたい。</p>	<p>(1) 事務処理の適正化について                      適正な事務処理を推進するためには、各所管において指導的立場にある管理職及び係長のチェック機能を強化する必要がある。                      管理職及び係長に対しては、部長会及び庶務担当課長会を通じて、根拠法令及び関係諸規定に基づいた確かな職場指導を改めて促した。                      また、具体的な実務においては、会計管理室の審査事務について指導強化を図ったほか、「会計事務の手引き」の更新を行い、事務処理上の誤りに関する具体例を全庁共有キヤベネットに掲載したところである。こうした取組を事務の全般に広げていく。                      さらに今後、監査等により同じ指摘等が繰り返され、改善が見られない所管課には、職員の資質向上に向けた研修計画、マニュアルの整備・見直し、組織としてのチェック体制の強化等の具体的な改善策を示した報告書を課長名で提出させるなど、改善の実効性を一層高めるよう努めていく。</p>
<p>(2) 特定個人情報等の適正な取扱いについて                      特定個人情報等の取扱いについては、関係法令等に基づき厳格な</p>	<p>(2) 特定個人情報等の適正な取扱いについて                      特定個人情報等については、その発生から廃棄までの一連のライ</p>

安全管理措置をとることが定められているが、今回の監査において、不必要な状況にもかかわらず、個人番号通知カードの写しを複製し、保管しているという事例があった。

法令及び区で定めた規程では、特定個人情報等の複製は必要がある場合に限定されており、不要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除することや、それらの取扱いの状況について記録する旨が定められており、本事例は、これらに照らし適切ではなかった。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度については、本年7月からは、情報提供ネットワークの運用も開始され、今後一層、活用範囲が拡大することは確実である。

番号法及び区の規程では、安全管理措置の一つとして『特定個人情報等の教育研修』も明記されており、これらを実効性あるものにするため、十分な教育研修を行うと同時に、日々の事務執行においても、リスクの検証を行う等、特定個人情報等の適切な取扱いの確保に努められるよう望むものである。

サイクルにおいて、組織はもちろん、職員一人ひとりが関係法令への正確な理解のもとに適切な運用を図る必要がある。

このため、特定個人情報等の総括保護管理者（副区長）は、毎年度、特定個人情報等の取扱いに関する教育研修の実施計画を策定し、保護管理者（課長等）や特定個人情報等を取り扱う職員に対して計画的かつ円滑に教育研修を実施している。

本年度においては、保護管理者（課長等）、特定個人情報等を取り扱う職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）及び区において特定個人情報等を取り扱う業務に従事する派遣労働者を対象に集合研修を実施するほか、新たにサイバーセキュリティの確保に関する事項を内容とするeラーニングを実施する。

今後は、特定個人情報等に係る安全管理の組織体制のあり方について検討するほか、特定個人情報等を取り扱う事務について統一的な管理票や自己点検チェックリスト等を作成・配布し、これらを有効に活用しながら、安全管理を徹底するための取組みを進めていく。



29墨教庶第867号

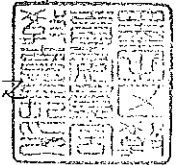
平成29年10月2日

墨田区代表監査委員

長谷川 昌伸 様

墨田区教育委員会教育長

加藤 裕



平成29年度定期監査(第1回)の結果の取扱いについて(報告)

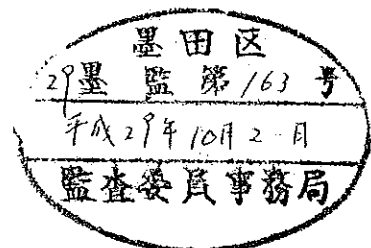
平成29年8月22日付け29墨監第95号により通知のあったこのことについて、別紙のとおり措置を講じたので報告します。

【担当】

教育委員会事務局

庶務課庶務・教職員担当

五十嵐(内線5104)



平成29年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 事務処理の適正化について</p> <p>今回の監査では指摘事項に該当する事例はなかったものの、指導・注意事項の事例については、これまでの重ねての指摘にもかかわらず、依然として散見される。</p> <p>その原因は、根拠法令及び関係諸規定の遵守や適正な事務処理に対する職員の認識が十分でないことや、日々の事務処理が漫然と行われがちなどところにあると考えられる。</p> <p>本年4月には、昨年度第二回の定期監査の結果に基づき監査委員から申し上げた意見に対し、区長と教育長から「事務処理の適正な確保」として、それぞれ「職員の資質向上と組織によるチェック体制の強化という両面からの着実な改善」、「再発防止策としてのマニュアル等の整備による担当者及び組織によるチェックの徹底」等の措置内容が示された。</p> <p>区の行政サービスは、拡大・高度化の一途を辿っているが、そのような状況にあっても、適正な事務処理は、あらゆる公務の根幹をなすものであり、区民への説明責任の第一歩でもある。先に示された措置内容を確実に実践し、今後ともより適正な事務処理の推進に努められたい。</p>	<p>(1) 事務処理の適正化について</p> <p>教育行政にかかる事務について適正に処理するためには、職員が根拠法令を正しく理解し遵守すること、ミス防止のため、確認の徹底を行うことなど、日々の職員の意識醸成や資質向上、チェック体制の強化が重要であり、その取組みを進めてきたところであるが、今回の指導・注意事項については教育委員会としても重く受け止め、再発防止策をさらに組織的に進めていく。</p> <p>現在、事務処理の改善にかかる検討会を設置しているが、ミスの要因を分析し、具体的な防止対策を明示し、校長会や副校長会等においても周知徹底を図っていく。</p> <p>具体的な行動をとるためのマニュアル等の整備を進め、副校長会や事務職員会など周知するとともに、教育委員会事務局職員による研修の強化をはじめ、直接学校に出向き、指導・助言するなどして、学校内での体制も整え適正な事務処理ができるよう努めていく。</p>

(2) 特定個人情報等の適正な取扱いについて

特定個人情報等の取扱いについては、関係法令等に基づき厳格な安全管理措置をとることが定められているが、今回の監査において、不必要な状況にもかかわらず、個人番号通知カードの写しを複製し保管しているという事例があった。

法令及び区で定めた規程では、特定個人情報等の複製は必要がある場合に限定されており、不要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除することや、それらの取扱いの状況について記録する旨が定められており、本事例は、これらに照らし適切ではなかった。

社会保険・税番号（マイナンバー）制度については、本年7月から、情報提供ネットワークの運用も開始され、今後一層、活用の範囲が拡大することは確実である。

番号法及び区の規程では、安全管理措置の一つとして『特定個人情報等の教育研修』も明記されており、これらを実効性あるものにするため、十分な教育研修を行うと同時に、日々の事務執行においても、リスクの検証を行う等、特定個人情報等の適切な取扱いの確保に努められるよう望むものである。

(2) 特定個人情報等の適正な取扱いについて

特定個人情報等の適正な取扱いについては、関係法令等の趣旨を十分に理解し、厳格な管理を徹底するとともに、不要になった場合には、速やかに廃棄をするなど適切な対応を図っていく。

学校等については、校長会等で定期的に注意喚起を行い学校内の周知を図るとともに、事務職員に対しては説明会（研修）を実施するなどして、適正な事務処理を徹底していく。